

山形県高等学校総合体育大会開催基準要項

1 趣 旨

山形県高等学校総合体育大会は、高校生に広くスポーツの実践の機会を与え、競技力向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高校生を育成するとともに、高校生相互の親睦を図るものである。

2 主 催

山形県高等学校総合体育大会（以下「大会」という）の主催は、山形県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）、山形県教育委員会、(公財)山形県体育協会とする。

3 共 催

大会の共催は、大会開催地（教育委員会も含む）とする。

4 主 管

大会の主管は、開催地区高等学校体育連盟及び開催地統轄団体とする。

5 大会の開催及び期間

- (1) 大会は、夏季（32競技）・冬季（3競技）の2期に分けて開催する。
- (2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める村山、最北、置賜、田川、飽海地区で輪番に開催することを原則とする。
- (3) 冬季大会については別に定める。

6 大会開催の期日

- (1) 夏季大会は6月第1金・土・日曜日の3日間を主会期とし、冬季大会は全国大会の期日に応じて開催する。
- (2) 冬季大会の日数は3日を越えないことを原則とする。

7 大会開催の決定

大会の期日・場所及び規模については、年度ごとに本連盟理事会で立案し、評議員会で決定する。

8 競技運営

各競技の運営は、本連盟各専門部が県の各競技団体と提携してこれにあたる。

9 大会の規模

- (1) 大会開催競技は次のとおりとする。

① 夏季大会（32競技）

陸上競技	体操	ソフトテニス	卓球	バスケットボール
バレーボール	サッカー	ソフトボール	バドミントン	柔道
剣道	相撲	水泳	登山	ハンドボール
レスリング	弓道	ボクシング	フェンシング	ウエイトリフティング
自転車	空手道	テニス	ホッケー	ボート
ヨット	ラグビーフットボール	アーチェリー	なぎなた	カーヌー
ライフル射撃	少林寺拳法			

② 冬季大会（3競技）

ラグビーフットボール・駅伝競走・スキー

- (2) 競技方法は、各競技別学校対抗とする。
- (3) 各競技の参加人数は、大会期間中に競技が終了できる数を限度とする。

10 大会参加資格

- (1) 参加者は、本連盟に加盟している高等学校生徒であること。ただし、理事会及び評議員会で承認を得たものについては、この限りではない。
- (2) チームの構成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒の混成は認めない。

11 大会実行委員会

- (1) 主管地区高等学校体育連盟に大会のための実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には次の内容を明記する。
①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要事項
- (3) 実行委員会事務局を設ける。

12 大会実施要項

大会実施要項は実行委員会が作成する。競技別実施要項は各専門部が作成し、実行委員会に提出する。

13 競技別実施要項の記載内容

- (1)実施期日 (2)会場 (3)競技規程と方法 (4)参加資格
(5)参加人数 (監督等を含めた1チームの人数) (6)申込様式

14 参加・宿泊申込

参加・宿泊申込書は所定の様式により、定められた期限まで、実行委員会事務局に学校每一括して申し込むものとする。

15 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
(2) 参加料の額は、本連盟の理事会で立案し、評議員会で決定する。
(3) 参加料は本大会の運営費にあてる。

16 表彰

各競技とも第3位まで賞状を授与する。

17 大会経費

大会運営のための経費は、本連盟大会費・共催負担金・参加料・寄付金等でまかなう。

18 宿泊

- (1) 大会役員・競技役員・監督選手の配宿は、主管地実行委員会並びに開催地区高体連事務局が行う。
(2) 宿泊は旅館を原則とし、1人の配宿に要する広さは2.0畳以上とする。
(3) 宿泊料金は、県内スポーツ・文化関係大会宿泊料金に準ずる。

19 大会役員

(1) 大会役員

会長……本連盟会長
副会長……本連盟副会長
顧問……県教育委員長 県教育長 県教育次長 県スポーツ推進審議会議長
開催市町村長 同議会議長 同教育委員長 同教育長
県体育協会長 同副会長
参与……県スポーツ保健課長 同担当主幹 県教育庁各課長
主管地区県教育庁所管長(教育事務所長) 本連盟評議員
開催市町村担当課長 県体育協会専務理事 同常務理事
県競技団体長 開催市町村体育協会長
大会委員長……主管地区高体連会長
大会副委員長……主管地区高体連副会長 県高体連理事長 主管地区高体連理事長
委員……県スポーツ保健課担当課長補佐 同担当係 本連盟理事
県高体連事務局長 地区高体連開催競技専門委員長
地区高体連事務局員 開催市町村担当係
県体育協会事務局長 県競技団体理事長 開催市町村体育協会理事長
開催市町村競技団体理事長

(2) 競技役員

部長……本連盟専門部長
副部長……本連盟専門部副部長 県競技団体理事長
競技委員長……本連盟専門部委員長

20 報道

大会期間中の競技成績の発表については、記録センターを設置してこれにあたる。

21 広告料

総合プログラムには商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は実行委員会が収受する。

附 則

平成13年度一部改正施行
平成19年 2月20日一部改正
平成24年 2月17日一部改正
平成25年 4月26日一部改正